

広島県告示第二百五十五号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及びこれに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体に熊本市を加える。
- 二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更し、平成二十四年四月一日から施行する。

第三条第二号中「相模原市」の下に「、熊本市」を加える。

第六条中「委員九人」を「委員十人」に改める。